

## 生涯学習に関する主な変遷（案）

1965年（昭和40年）

ユネスコ成人教育推進国際委員会議で、議長のポール・ラングランが中心となって「生涯教育」という考え方を提唱。  
人間は変化の激しい社会から挑戦を受けており、批判精神や物事を客観視するといった新しい能力を身につけなければ、この挑戦に打ち勝てない、その為には、教育・学習のあり方が問題だと主張。

1971年（昭和46年）

社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育の在り方について」が出される。  
・・・日本では初めて公的な立場から生涯教育の概念が述べられた。  
生涯教育の視点から、家庭教育、学校教育、社会教育の見直しが必要と指摘。  
乳幼児から高齢者まで人生のそれぞれの段階における社会教育の課題を説明した。

1981年（昭和56年）

中央教育審議会答申「生涯教育について」が出される。  
生涯教育・生涯学習ということばを定義。  
国民一人一人が充実した人生を送ることをめざして、生涯にわたって行う学習を支援するために、教育制度全体が生涯教育の考え方に立つべきだと主張・・・生涯教育の概念を承認。

1985年（昭和60年）～1987年

臨時教育審議会から第4次にわたる答申  
「生涯教育」を「生涯学習」という表現に統一。  
学校中心の教育制度を見直し、広範な教育・学習の機会を整備し、学習したことが適切に評価される「生涯学習体系への移行」を提言。…（臨時教育審議会は教育基本法にのっとり、教育改革に関する国の諮問機関である）

1990年（平成2年）

・中央教育審議会答申「生涯学習の基盤整備について」出される。  
生涯学習推進上の留意点と基盤整備のあり方を提示。その中で「生涯学習は、生活・職業上の向上や自己充実をめざし、自発的意思に基づいて行うことが基本とされた。」

・「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」

生涯学習に関する唯一の法律が制定される。

第一条（目的）……抜粋

この法律は、国民が生涯にわたって学習する機会があまねく求められている状況に鑑み、生涯学習の振興に資するための都市府県の事業に関しその推進体制の整備その他の必要な事項を定め、及び特定の地区において生涯学習に係る機会の総合的な提供を促進するための措置について定めるとともに、都道府県生涯学習審議会の事務について定める等の措置を講ずることにより、生涯学習のための施策の推進体制及び地域における生涯学習に係る機会の整備を図り、もって生涯学習の振興に寄与することを目的とする。

1992年（平成4年）

生涯学習審議会答申「今後の社会の動向に対する生涯学習の振興方策について」が出される。

当面、重要を置く課題をあげ、家庭、学校、行政など各界各層に対して、生涯学習振興に向けての取り組みを呼びかける。

また、生涯学習社会を「人々が生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学べることができ、その成果が社会で適切に評価される社会」と定義された。

2006年（平成18年）

平成18年12月に「教育基本法」が全部改正され、新しい時代の教育理念が明確にされるとともに、生涯学習の理念（第3条）が初めて位置づけされ、生涯学習社会の実現について規定される。

また、家庭教育（第10条）や社会教育（第12条）、学校・家庭・地域の連携協力（第13条）などについても定められた。

第三条（生涯学習の理念）……抜粋

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送れることができるように、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

2008年（平成20年）

平成20年2月に中央教育審議会において、「新しい時代を切り拓く生涯学習方策」が答申され、「国民一人一人の生涯を通じた学習の支援（国民の学ぶ意欲を支える）」と「社会全体の教育力の向上（学校・家庭・地域が連携するための仕組みづくり）」を今後の方策の二本柱として、「知の循環型社会」を構築するための具体的方策などが提案されている。……（中央教育審議会は国の教育行政の諮問機関）